

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成18年5月25日(2006.5.25)

【公表番号】特表2005-526600(P2005-526600A)

【公表日】平成17年9月8日(2005.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2005-035

【出願番号】特願2003-583626(P2003-583626)

【国際特許分類】

B 01 J 23/50 (2006.01)

B 01 J 37/02 (2006.01)

B 01 J 37/06 (2006.01)

C 07 D 301/10 (2006.01)

C 07 D 303/04 (2006.01)

【F I】

B 01 J 23/50 Z

B 01 J 37/02 101A

B 01 J 37/06

C 07 D 301/10

C 07 D 303/04

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月28日(2006.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表面にナトリウムイオンとシリケートイオンの両者をもともとは含むアルミナキャリヤ上に銀を担持させて得られる酸化チレン製造用触媒の製造方法において、100未満の温度でリチウム塩水溶液によって行うキャリア前処理の際に、キャリア表面上のナトリウムイオンの25%以上を除去し、該除去したナトリウムイオンを10ppmまでのリチウムイオンで一部置換し、該キャリアを乾燥した後、前処理され乾燥されたキャリア上に銀及びプロモーターを堆積することを含むことを特徴とする、酸化チレン製造用触媒の製造方法。

【請求項2】

キャリヤが、80未満の温度でリチウム塩水溶液によって前処理される、請求項1記載の方法。

【請求項3】

キャリヤが、70未満の温度でリチウム塩水溶液によって前処理される、請求項1記載の方法。

【請求項4】

請求項1の方法によって製造された酸化チレン製造用触媒。

【請求項5】

前処理したキャリヤが、触媒製造に使用する前に水で洗浄される、請求項1記載の方法。

【請求項6】

ナトリウムイオン除去の間中、Siの除去が担体構造特性に悪影響を及ぼすレベル未満に

維持される、請求項1記載の方法。

【請求項7】

除去したSi/Li重量比が5.0以下である、請求項6記載の方法。